

IV 用語の説明

・市税

本市は現在 7 種類の市税を課税しています。税の性格によって分ければ、普通税（税金の使いみちが特別に決められていない税）として、市民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税があり、目的税（税金の使いみちが特別に決められている税）として入湯税、事業所税、都市計画税があります。

・諸収入

宝くじなどの収益事業からの収入や市税の延滞金など、他の収入科目に含まれない収入をまとめたものです。

・繰入金

他の特別会計などから繰入れるものや財政調整基金などの基金から繰入れるものです。

・使用料及び手数料

市の施設を利用される場合に負担していただいている料金や、住民票の写しなどの各種証明書を発行する時の料金などです。

・市債

道路・公園・河川などの整備、文化施設などの公共施設の建設など、一時に多額の費用を必要とする事業を行う場合の財源を確保するため、長期の資金借入れを行うものです。借入れにあたっては、総務大臣への協議や事前届出などが必要となっています。

・国庫支出金

法律その他に基づいて、国が特定の事業を促進する場合や市が国にかかわって事業を実施する場合に、国から市へ交付されるものです。

・地方消費税交付金

地方消費税は国内で事業者が行う商品の販売やサービスの提供などの取引に対して、国税である消費税と併せて課税される県税で、その額の 2 分の 1 が、人口及び従業者数により按分されて県から市へ交付されるものです。また、平成 26 年 4 月 1 日以降の社会保障の安定財源の確保等を図るための引上げ分については、人口により按分されて県から市へ交付されます。

・地方特例交付金

法律の施行による地方税の減収を補てんするために、国から地方へ交付されるものです。

・基金

特定の目的のために資金を積み立てるための基金（積立基金）と、特定の目的のために定額の資金を運用する基金（運用基金）があります。積立基金としては、市営住宅などの敷金の返還に充てる市営住宅等敷金基金などがあり、運用基金としては、公共用などの土地をあらかじめ取得する資金に充てる土地開発基金があります。

・一時借入金

会計年度において予測される一時的な資金の不足を補い、あらかじめ議会の議決を経た限度額の範囲内で資金を借入れるものです。また、当該年度中の歳入をもって、返済しなければならないものです。